

教員免許状の申請について

教員免許状の取得に必要な要件を充たせば、**所轄の都道府県教育委員会へ申請することにより免許状が授与されます。**

申請の方法には、個人申請と一括申請の2通りがあります。

同一の免許状を個人申請と一括申請両方に手続きすることはできません。また、同一の免許状を**複数の教育委員会に申請することもできません。**

I 個人申請

必要な条件を充たし、個人で居住地の都道府県教育委員会に申請を行う方法です（現職教員は勤務校の所在する都道府県教育委員会）。課程正科生、科目等履修生が該当します。教育委員会では、随時受付をしており、申請手続後約1ヵ月で授与されます。ただし、教育委員会によっては毎年個人申請の受付を一時中止する期間がありますので事前に教育委員会に問い合わせてください。

申請をするうえでの申請書類等、また、短期大学、大学卒業者については、出身短大、大学の発行する証明書が必要になりますので、**詳細は所轄の都道府県教育委員会へ確認してください。**

II 一括申請

本学が一括して千葉県教育委員会へ申請し、千葉県教育委員会から免許状が授与される方法です。下記に該当する方は、一括申請を希望することができます。

卒業予定者

- ① 正科生で当該年度3月または9月に卒業予定の方。
- ② 指定の試験までに必要単位のすべてを修得見込みであること。
- ③ 教育実習を所定の期日までに終了すること。

詳細は「聖徳通信」に記載します。「履修と学習の手引」卒業についても参照してください。

※上記の条件に該当していても、下記の方は申し込みができません。

- ・教育実習の単位を教職経験年数で振り替える方。
- ・既修得の教育実習の単位を流用する場合。
- ・在籍している学科で課程認定を受けている免許状以外の免許状については、個人申請となります。

（例：児童学科で幼稚園一種免許状に加えて、中学校（国語）一種免許状を取得する場合

→中学校一種免許状（国語）については、個人申請となります。）